

令和5年5月12日

館山市への行政視察を希望される

自治体議会・議員の皆様へ

館山市への行政視察をご検討いただき有難うございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された後（令和5年5月8日以降）のご視察については、次の事項にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

【受入条件】

①次の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部からの情報提供（R5.4.14）の内容（一部抜粋）等を遵守してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した方は、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨。
- (2) 発症後、10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨。
- (3) 発症後、10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。
- (4) 視察日程の7日前までに視察に来る方の家族が新型コロナに感染した場合は、館山市議会事務局へ連絡するとともに、以下を遵守の上でご視察ください。
 - ・新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。
 - ・7日間、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮してください。

②貴自治体又は館山市の視察日時点の感染状況により、館山市議会独自の感染防止対策として、視察当日のマスク着用、手洗い・手指消毒等のご協力をお願いする場合があります。

【お願い】

① 視察2日後までに、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、直ちに館山市議会へ連絡してください。

<根拠：発症2日前からウイルスを排出しているとされるため：R5.4.14 厚労省情報提供>

館山市議会事務局 庶務係

電話：0470-22-3527